

静岡県告示第39号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年1月22日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

大久保安井谷 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番	
磐田市		大久保	安井谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域	
				612-27	1号
				612-27	2号
				612-1	3号
				612-1	4号
				612-1	5号
				612-1	6号
				604-15	7号
				604-15	8号
				604-10	9号
				612-1	10号
				612-32	11号
				612-28	12号
				612-4	13号
				612-4	14号
612-1	15号				